

広報

カナダ

毎月1日・15日発行



大きくジャンプする ユニークな人材買います

金田町職員の採用資格試験

金田町では、次のとおり職員採用資格試験を行います。

- 採用職種・採用予定者数 一般事務=若干名
- 受験資格 昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた人。
ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。
①日本国籍のない人。②地方公務員法第16条の欠格事項に該当する人。
- 願書提出期間 9月2日(月)から20日(金)まで。郵送の場合は、9月20日(金)の消印まで有効。
- 試験日時/会場 第1次試験 10月27日(日)10時～ 県立東鷹高等学校
- 受験手続き 提出願書は、9月2日(月)から役場総務課で交付します。必要事項を記入の上提出してください。

詳しいお問い合わせは
総務課庶務係 ☎22-0555



安全な花火遊びのために

子どもたちに守らせましょう 花火をするときの五つの約束

花火の季節となりました。夏の夜空に大きく広がる打ち上げ花火も美しいけれど、子どもたちにとっては、家庭で遊べるおもちゃ用の花火も楽しみの一つでしょう。

おもちゃ用の花火は線香花火からロケット花火まで種類も豊富。火薬の量も少なく、安全に遊べるようにつくられています。注意して取り扱わないと危険です。例えば、ロケット花火の火の粉が屋根に落ちて火事になったり、爆竹などで手にやけどを負ったりするというケースは、意外に多いのです。

花火をするときには、必ず大人が付き添って危険のないよう注意することが大事です。また、子どもたちにも、次の五つの約束を守らせましょう。

1 花火遊びは大人と いっしょに

子どもたちだけで花火をすると、事故につながりやすく、万一事故が起きたときにも対処できません。花火は大人といっしょにすることを約束させましょう。

また、夜間遅くなってからの花火は、近所迷惑になるのでやめましょう。

2 広い場所で あそびましょう

狭い場所や燃えやすいものが近くにある場所で花火をするのは、火災につながりやすく、危険です。花火をするときは広い場所で。

次のような場所は避けましょう。

- ①紙くずや枯草、廃材などの燃えやすいものが周囲にある場所
- ②近くにガソリンなどの危険物がある場所
- ③建物が密集している場所
- ④人の往来が激しい場所

3 風の強い日は やめましょう

風が強い日や乾燥している日は火災が起こりやすく、また燃え広がる危険性も大きくなります。このような日の花火はやめましょう。

4 花火の注意書きを 守りましょう

おもちゃ用の花火は種類もさまざまで、点火方法なども異なります。注意書きをよく読んで、正しい取り扱いをしましょう。

花火をほぐしたり、数本まとめて点火したりするのも、危険なのでやめましょう。

5 水の入ったバケツを 用意しましょう

花火の燃えがらが原因で火災になった事例もあります。花火で遊んだら、火の後始末を忘れずに。

水の入ったバケツを用意し、花火の燃えがらは、必ずその中に入れて火を消しましょう。また、使い終わった花火は、きちんと後かたづけをしましょう。



中央公民館図書だより

中央公民館図書室では、夏休み期間次の曜日を図書室開放日しています。勉強に、読書にご利用ください。

利用日:毎週月・火・水・金曜日・第2、4土曜日
9時~16時30分

読書感想画 コンクール指定図書

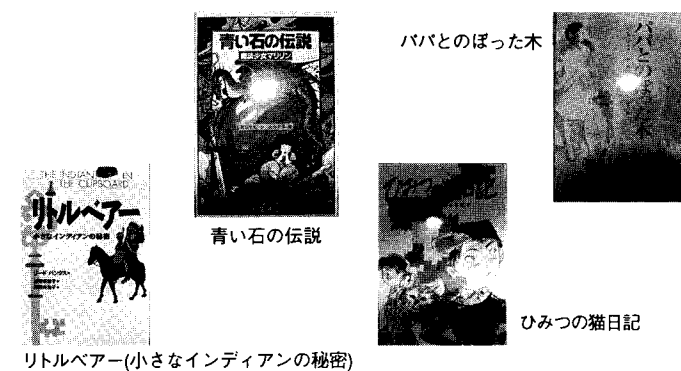
小学校低学年(1・2年生)の部



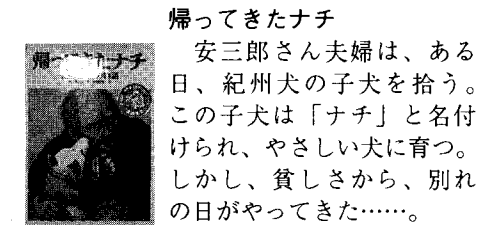
小学校中学年(3・4年生)の部



小学校高学年(5・6年生)の部



読書感想文 全国コンクール課題図書



帰ってきたナチ
安三郎さん夫婦は、ある日、紀州犬の子犬を拾う。この子犬は「ナチ」と名付けられ、やさしい犬に育つ。しかし、貧しさから、別れの日がやってきた……。

ふうちゃんのハーモニカ
ふうちゃんのハーモニカは、いつもみんなの心を明るくしてくれる。これは戦争のなかでひたむきに生きた一人の少女の愛と友情の物語。



でんでら竜がでてきたよ

さよならの日のねずみ花火

コンクールの応募方法

読書感想画、感想文の作品は、第二学期の始業式のときに各クラス担任まで提出してください。

コンクール・図書に関するお問い合わせは、金田町教育委員会社会教育課 電話22-2200まで

税関では 戦後に海外引揚者から預かった通貨や証券類などを返還しています

心当たりのある方は門司税関(☎093-332-8346)へ



全国の各税関(沖縄地区税関を除く)では、戦後に海外から引き揚げてきた人から預かった通貨や証券類など(以下、保管物件)の返還業務を行っています。返還の申し出は、本人だけでなく家族の方でも構いませんので、心当たりのある人は、門司税関監視部特別監視官までお問い合わせください。

税関における保管物件の返還業務は、昭和28年から各税関の監視部において行われています。当初は、返還請求の通知を寄託者(保管物件を預けた人)に対して行っていたのですが、引揚者のなかには住所不明の人もおり、そのため返還されていない保管物件も多くあります。

返還業務開始時の保管物件の総数は約44万人分、135万件でしたが、平成7年6月までに3分の1に当たる約17万人分、46万件が返還されました。最近5年間では、年間約200人分、1,500件が返還されている状況です。保管物件は毎年夏に虫干しされ、大切に保存されています。

保管物件には、現在ではほとんど経済価値のないものもありますが、寄託者のなかには、引き揚げ時の思い出として引き取られる人も多いようです。終戦後に税関などへ通貨や証券類を預けた記憶のある人、あるいはその

ような話を両親など身内から聞いたことのある人など心当たりのある人は、最寄りの税関にお問い合わせください。

税関における保管及び返還の経緯

昭和20年9月、連合国軍最高司令官(GHQ)は、日本政府に対し、海外からの引揚者による日本国内への通貨や証券類などの持ち込みを制限するために必要な措置をとるために指示しました。これらの輸出入については、当時の「外国為替管理法」によりすでに一部が規制されていましたが、GHQの指示を受け、引揚者が携帯して持ち込む通貨や証券類などのうち、一定金額以上については、上陸港の税関において保管証と引き替えに預けなければならないことになりました。その後も制令による持ち込み制限は行われていましたが、昭和28年の制令改正で制限が撤去されたのを機に全面的な返還が開始されることになりました。

在宅保健婦・看護婦調査へのご協力を

お年寄りが増え、保健福祉(看護)サービスを求めている人々が身のまわりにいます。

しかし、この人たちの相談やお世話をして生活を応援、協力していただく保健婦・(准)看護婦が不足しています。

福岡県では、福岡県地域保健婦研究協議会にお願いして、保健婦・看護婦の貴重な知識と経験を活かし、市町村の健康づくり事業にご協力いただく方々の調査を実施します。ご協力していただける方々のご都合などを知りたいと思いますのでご連絡ください。アンケート用紙をお送りします。

お問い合わせ・連絡先は

☎812

福岡市博多区博多駅前3丁目14-17

福岡県国民健康保険団体連合会内

福岡県地域保健婦研究協議会

☎092-441-1841 内線411

訓練生募集

県立小竹高等技術専門校では、離転職者などで職業に必要な技能、知識を習得しようとする人を対象に情報ビジネス科の訓練生を募集します。

■募集人員/30人 □訓練期間/6か月

■募集期間/8月9日まで

■申込先/田川公共職業安定所

■選考日/9月6日 10時～(当校にて選考を行います)

9月27日合格発表

■入校日/10月7日

■そのほか/授業料は免除になりますが、教科書代金として2万円程度必要となります。

詳しいお問い合わせは

福岡県立小竹高等技術専門校

☎09496-2-6441

歯科往診システムをご利用ください

歯の治療を必要とする方で、歯医者に行くのが困難な方や寝たきりの方、身体障害者の方を対象とし、ご自宅までお伺いして往診(治療)をします。

対象患者

- 70歳以上の寝たきり老人、高齢者で通院困難な人(歩行困難、また一人では外出できないなど)。
- 身体障害者手帳(2級以上)を持っている人。
- 障害があり、医療証を持っておられ医療費を免除されてる人など。

詳しいお問い合わせ

金田町社会福祉協議会

☎22-6631

ふれあい給食サービス事業をご利用ください。

社会福祉協議会では、町内にお住まいの65歳以上の一人暮らしの人や65歳以上のお年寄りの世帯で、どちらかに介護を必要とする人、または、身体障害者であって身体が弱く、病気などの理由で食事を作ることができない人、または困難な人などを対象に給食サービスを行っています。

ご希望の方は、社会福祉協議会または、地区民生委員へご相談ください。

給食の回数

週1回(木曜日)/週4回(月、水、木、金曜日)

※午前10時～12時までの間に、ご自宅までお弁当をお届けいたします。

給食の料金 一食 200円

詳しいお問い合わせ

金田町社会福祉協議会

☎22-6631

あたたかい善意ありがとうございました

社会福祉法人 金田町社会福祉協議会

次の皆さんからご寄付をいただきました。

この寄付金は、社会福祉事業充実のため有意義に活用させていただきます。

ありがとうございました。

香典返し

有延太巳夫様(新町2) [故・有延千代子様]

山口 公夫様(敷島1) [故・山口フサノ様]

坂田 敏樹様(上金田) [故・坂田サカ工様]

金山ヒサ子様(新町3) [故・金山 玄智様]

大島 和武様(神崎) [故・大島陸之助様]

生ボタ使用家屋修復工事の申出は 平成8年12月27日まで

生ボタ使用家屋修復工事は、次の両方に該当する家屋に限って申出が行えます。

- ①臨時石炭復旧法(以下「復旧法」)に基づき、昭和52年以前に実施認可がされ、宅地の盛土材として生ボタを使用し、鉱害復旧された家屋。
- ②復旧法により復旧工事を実施したにもかかわらず、生ボタに含まれる成分による基礎などの腐食劣老化、または、地盤隆起などの著しい損傷や生ボタ盛土の化学変化による悪臭が著しく受忍の限度を越える被害が認められる家屋。

※ご注意ください

次に該当する家屋は、申出しても復旧工事の対象とはなりません。

- ①復旧法に基づく復旧実績がない家屋
- ②復旧法に基づく復旧工事後に新築した家屋
- ③生ボタ鋤取工事済み家屋

申出手続き

石炭鉱害復旧事業団の施行により鉱害復旧が行われた家屋工事の場合は、役場土木鉱害課に用意してある申出書を提出してください。提出部数は、1物件につき3部必要です。

申出期限

申出の期限は、平成8年12月27日までに受理されたものまで有効です。また、申出は1回限りとなります。

詳しいお問い合わせは

石炭鉱害事業団九州支部工事管理課

☎092-431-7713

金田町役場土木鉱害課 ☎22-6668(直通)